

参考 1 屋外広告物の基準

【基準一覧(一部抜粋)】 ※屋外広告物の表示・設置には原則、申請手続きが必要です。また、意匠や色彩などについても事前確認が必要です。

区分		地域区分の考え方	自家広告以外	申請手続不要の自家広告基準	屋上広告の高さ	壁面広告の高さ・面積	独立自家広告の高さ・面積	突出広告の上端・下端	広告全体の面積	可変表示広告の高さ・面積	野立広告の高さ・面積		
種別	景観条例との関係												
禁止地域	第1種	伝統環境保存区域(住居・風致)	●伝統的まちなみ景観の保全上重要な地域 ●自然環境・景観の保全上重要な地域	禁止	3㎡	禁止	6m(ビル名称除く)	4m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	5㎡	禁止	禁止	
	第2種		●住宅地にふさわしい良好な景観を保全する地域 ●都市の緑地保全を図る地域	禁止	5㎡	禁止	6m(ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止	
	第3種	伝統環境保存区域(住居)	●近隣商業活動に配慮しつつも、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域	禁止	5㎡	禁止(自家広告をのぞく)	3m	6m(ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止
	第4種	伝統環境保存区域(商業) 伝統環境調和区域	●地区の商業活動との調和を図り、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域 ●幹線道路沿いにおいて、眺望景観や周辺の街並みとの調和に配慮し、落ち着いたまちなみの景観形成を図る地域	禁止	5㎡		地上から20m以下 商業40m以下	6m(ビル名称除く) 10㎡	6m 1面5㎡で 合計10㎡ 1敷地15㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 3/10又は15㎡	禁止	禁止
	第5種		●北陸自動車道に接続する展望可能な地域	○ 掲出可能	5㎡		4mかつ 建築物の高さの1/2以下	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域の 条件に加え 展望可能な 部分で15㎡	(文字表示) 8m (映像表示) 許可地域に 同じ	許可地域に 同じ
	第6種	重要広域幹線 景観形成区域	●加賀産業道路、東山内灘線、金沢外環状道路等に接続する展望可能な100m以内の地域 ●北陸新幹線沿線	禁止	5㎡		地上から 40m以下	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	各1方向の壁面積の 3/10又は20㎡	許可地域に 同じ	禁止
許可地域	近代的都市景観創出区域 景観計画区域(その他)	●近代的で風格のあるまちなみ景観を創出する地域 ●禁止地域を除く市内全域	○ 掲出可能	10㎡			12m(ビル名称除く) 壁面積の商業 2/10他1/10 又は10㎡	6m 1基で1面10㎡ 合計20㎡ 1敷地道路に 面する毎に30㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 商業4/10 他3/10又は20㎡	(映像表示) 4m各1方向5㎡ ※屋上禁止	4m、1基で1面5㎡、 合計10㎡、 1敷地15㎡、1施設4件、 誘致距離3km、 管理業者名を明記	
活用地区	近代的都市景観 創出区域	●屋外広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成等を図るため、規制を緩和している地域	○ 掲出可能	10㎡	活用地区については 第3者広告も可								
独立広告物 調整地区	1種 2種		●屋外広告物等の視認性の確保による交通安全、公衆の危害防止を図るため、独立広告物について調整を図ることが特に必要な地域	-	-	-	-	高さ8m(1種) 又は10m(2種)	-	-	-	6m、1基で1面10㎡、 合計20㎡ 1敷地20㎡ その他許可地域に 同じ(1種、2種共通)	

・禁止地域では自家広告など、一定の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です
 ・この表における「野立広告」とは、主に自己の敷地外に建てられるものをいい、「商業」とは、用途地域における商業地域のことをいいます。
 また、「展望可能な部分」とは、地上高8mを超える部分のうち、高速道路から展望できる空間部分をいいます。
 ・「活用地区」では、景観上・安全上に支障がないと市長が判断した場合に限り、上記基準を緩和することができます。
 ・この表の基準のほか、地区計画やまちづくり協定など屋外広告物に関する地域の特別ルールを定めている場合や、用途により禁止地域となる場合があります。

・この表における高さ及び表示面積は、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、当分の間、この表の数値の1.5倍の数値とすることができるものとします。
 ・大店立地法第5条又は第6条に規定する届出があった店舗について、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、壁面広告及び独立自家広告(敷地内に建植する広告)の表示面積に、壁面広告は店舗面積1,000㎡あたり10㎡又は建築物等の壁面積の10分の1まで、独立自家広告は店舗面積1,000㎡あたり20㎡を加えた数値とすることができるものとします。